

## 白山市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、白山市議会議長交際費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び公表について必要な事項を定めるものとする。

### (交際費)

第2条 交際費とは議長又はその代理者が白山市議会を代表して外部の関係機関その他市議会とかかわりのあるものと交際するに当たり、必要な経費をいう。

### (交際費の支出)

第3条 交際費は、毎年度予算の範囲内の額において支出するものとし、その支出項目、支出内容及び支出額は、別表に定めるとおりとする。

### (交際費の公表)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出項目
- (2) 支出件数
- (3) 支出額

2 1箇月ごとの支出状況を翌月の15日までに市のホームページに掲載することにより行うものとする。

### (見直し)

第5条 この交際費の支出基準については、市民の金銭感覚と乖離しないよう社会経済状況の変化を十分に考慮し、適宜見直すものとする。

### (その他)

第6条 この基準に定めのない事項については、議長が別に定める。

### 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支出項目	支出内容	支出額
会費	各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等の飲食に要する経費	会費の額が定められているときはその額 会費の額が定められていないときは参加者1人につき15,000円を限度（懇親会などの目的、形式、会場等を考慮した額）
香典・供花	葬儀における香典、供花料等に係る経費	香典は1件につき30,000円を限度 供花は社会通念上妥当と認められる範囲
激励費	市を代表し優秀な成果により功績のあった団体等の激励に係る経費	1件につき10,000円を限度
御祝・記念品	各種祝賀会、記念式典等への祝金、祝品・記念品に要する経費	会費の額が定められているときはその額 会費の額が定められていないときは20,000円を限度
賛助金	公共的団体、関係団体等の主催する行事や活動に係る経費	1件につき20,000円を限度
御見舞	病気、災害等の見舞いに要する経費	1件につき10,000円を限度
贈答品	来客や訪問先への贈答品に要する経費	1件につき20,000円を限度
その他	上記に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる範囲内の額